

中部ブロック 再犯防止シンポジウム

～支援対象者が抱える課題に応じた地域社会における支援体制の構築～

犯罪をした高齢者や障害のある方の中には、必要とされる福祉的支援が行き届いていないことを背景として、再び犯罪に及んでしまう方がいます。

このシンポジウムでは、再犯防止の取組について関係機関が連携し、どのような支援ができるのかを共に考えようとするものです。

皆様のご参加をお待ちしております。

誰ひとり取り残さない

地域共生社会

の実現を目指して

日時

令和6年

2月10日(土)

13:00～17:00 (12:30 開場)

入場無料

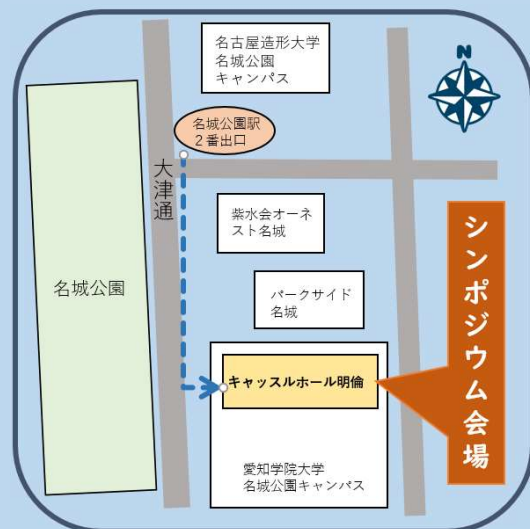
場所

愛知学院大学名城公園キャンパス
キャッスルホール明倫

名古屋市北区名城3-1-1

(名古屋市営地下鉄名城線「名城公園駅 2番出口」徒歩3分)

会場には駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。



問合せ

中部ブロック再犯防止シンポジウム事務局
名古屋高等検察庁企画調査課内
☎052-951-2923

✉ ppo21-nagoya-sympo.d71@i.moj.go.jp

事前申込みはこちらから
(メールアプリが起動します)



主催：名古屋高等検察庁、名古屋矯正管区、中部地方更生保護委員会、名古屋法務局

共催：管内地方検察庁 管区内矯正施設 管内地方法務局

後援：愛知県 名古屋市 豊田市 愛知県弁護士会 日本福祉大学 中部地方保護司連盟 中部地方更生保護事業連盟
愛知県人権擁護委員連合会 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

本シンポジウムの目的

犯罪をした高齢者・障害のある人が、多様化する社会で孤立することなく、再び社会を構成する一員となるために、関係機関による切れ目のない、息の長い支援が求められています。

支援を担う機関は、それぞれの役割を明確にした上で、その専門性を機関相互において理解し、連携・協働して支援に取り組む必要があり、各機関の長所をいかして、支援対象者の福祉的ニーズ・特性に応じて、刑事手続から地域の生活に移行できるまで支援する体制を整えることが重要です。

本シンポジウムにおいては、地域における関係機関の有機的な連携の構築を目的として、社会復帰支援をめぐる課題、支援のノウハウ・好事例等を共有することにより、生活を営む上での困難を有する支援対象者が再び社会を構成する一員となるための支援・連携の在り方を考えます。

プログラム

- 12:30 開場・受付
- 13:00 開会
【開会挨拶】
- 13:10 【基調講演】
罪を犯した人に対する社会復帰支援と多機関連携
～「司法と福祉の連携」から「地域を基盤とした協働」へ～
日本福祉大学福祉経営学部
教授 鷺野明美氏
- 14:20 【パネルディスカッション】
支援対象者が抱える課題に応じた地域社会における
支援体制の構築
- 16:20 【閉会挨拶】

コーディネーター



日本福祉大学福祉経営学部
教授 鷺野明美氏

パネリスト

愛知県弁護士会よりそい弁護士制度運営委員会
弁護士 杉本みさ紀氏

豊田市福祉部福祉総合相談課
副課長 橋本一磨氏

名古屋地方検察庁刑事政策推進室副室長
検察官 西尾守生氏